

綾瀬市道路反射鏡設置基準に伴う設置場所の事例について

1. はじめに

道路反射鏡は、見通しの悪い交差点やカーブなどで、自動車からの直接目視確認が困難な場合に、自動車同士の衝突防止を目的として設置しています。また、道路反射鏡は、あくまでもドライバーの安全確認を補助する「補助施設」であり、安全確認については、道路利用者の直接目視によることが原則です。

道路反射鏡だけを注視することにより、一時停止や徐行をせずに交差点に進入することで、逆に事故が発生してしまうといった、道路反射鏡の設置が交通事故の誘発や交通ルール違反を助長してしまう場合があります。

道路反射鏡の特性をよく理解しておくことで、より安全に道路を利用することが出来ます。

2. 道路反射鏡の特性

道路反射鏡には次のような特性があります。

■左右が逆に映ります

位置関係が逆に映ります。左右が逆に映るため、誤認をまねく可能性があります。

■死角があります

見えない部分が必ず生じます。全てを見通せるわけではありません。

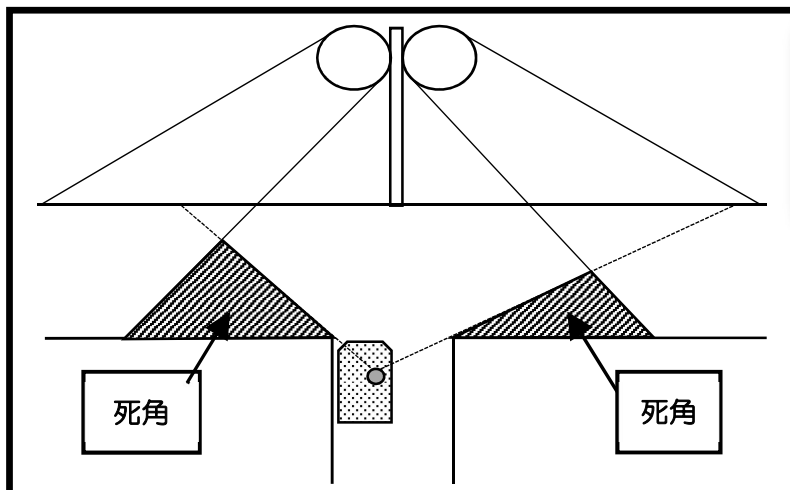
■距離感・速度感がわかりにくい

映る車が小さく見え、遠くにいるように感じます。

■一時停止違反や速度上昇をまねきやすくなります

接近する車がないことが遠くから確認できるため、逆に一時停止違反や速度上昇をまねきやすくなり、接触事故の危険があります。

(図) 道路反射鏡の見え方



※カーブミラーには必ず死角があります。

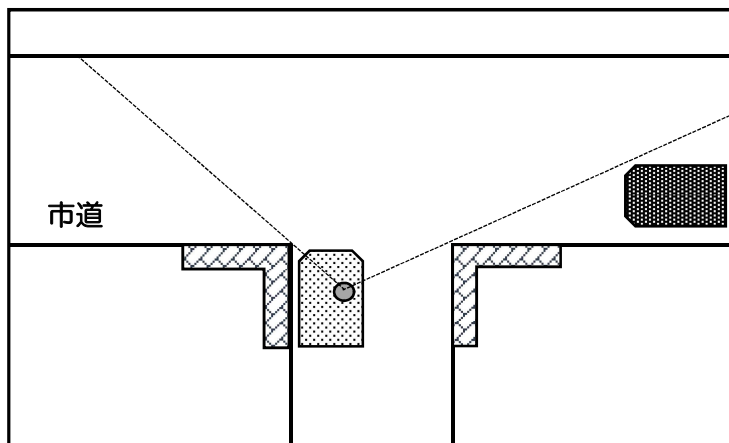
※目視による安全確認はドライバーの義務です。

3. 道路反射鏡の設置の検討ができる事例

道路反射鏡の設置については、道路の構造及び交通に支障を及ぼすおそれがあるか等についても考慮しながら、慎重に判断する必要があります。

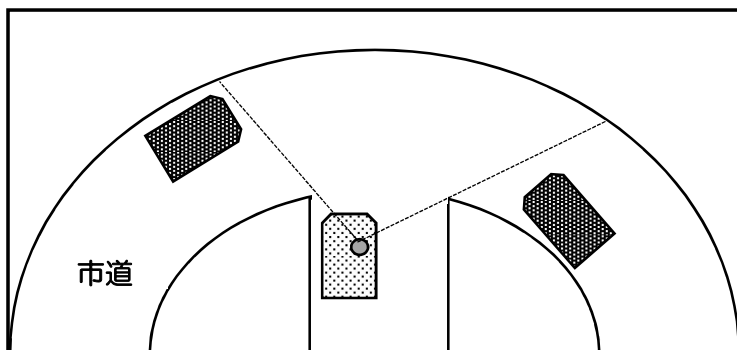
例① 塀などにより見通しが確保しづらい道路

道路幅員が狭く、隅切りがなく、1.5m以上の塀（透過性のないもの）や垣根等があることにより、交差部の見通しが確保しづらい道路には設置できる場合があります。



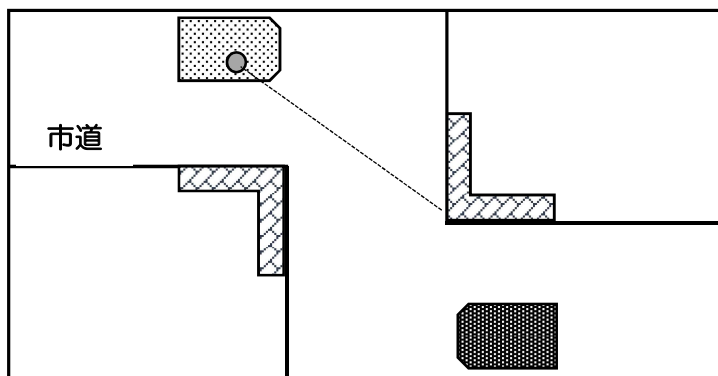
例② 内側へカーブしていて見通しが確保しづらい道路又は屈曲部で見通しが確保できない道路

道路が内側にカーブしていて、交差点の見通しが確保しづらい道路又はきついカーブで先の見通しが確保しづらい道路には設置できる場合があります。



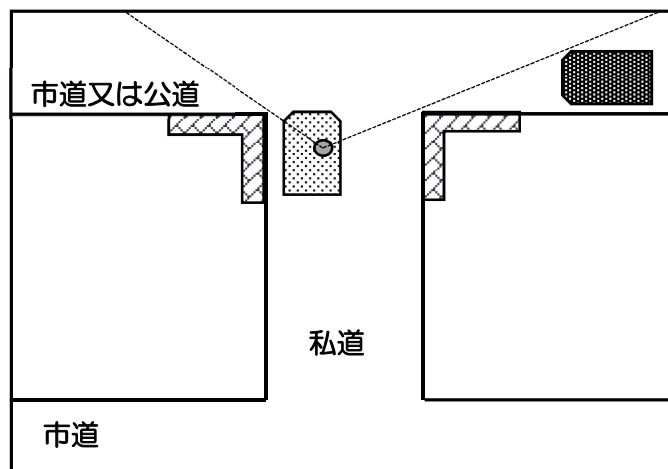
例③ 屈折部で見通しが確保できない道路

直角の屈折など先の見通しが確保できない道路には設置できる場合があります。



例④ 不特定多数の自動車が市道から公道へ通り抜けでき見通しの悪い道路

不特定多数の自動車が市道から公道へ通り抜けでき見通しが確保できない私道には設置できる場合があります。

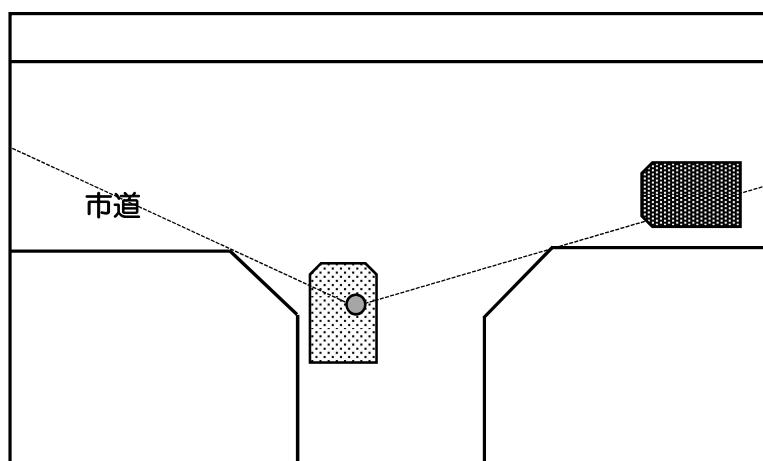


4. 道路反射鏡の設置をしない事例

法令で定められている通行を行えば危険が除去できる場合や、見通しが確保できる道路（視距およそ40m以上）には、設置しません。また、道路交通法による規制がある交差点についても設置しません。設置箇所の近隣住民からの反対や、民地等に設置する場合に地権者からの同意が得られなかった場合は設置ができません。

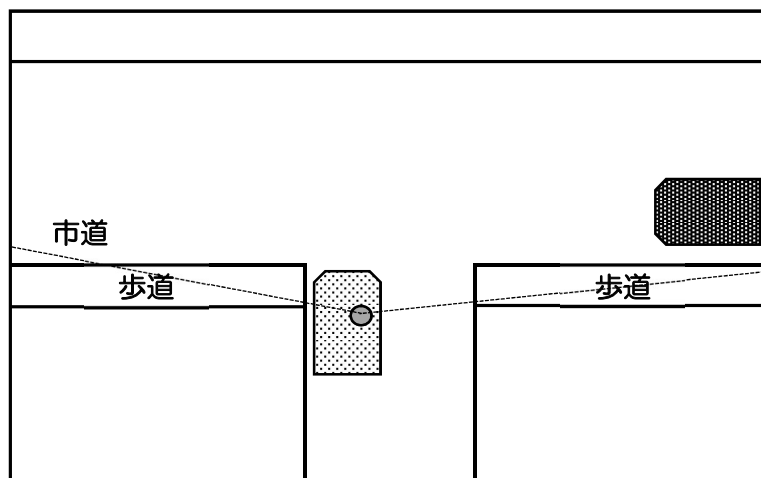
例① 隅切りがあり、見通しが確保できる道路

曲がり角が切れている（隅切り3m以上）のある交差点については、見通しが確保できるため、設置できません。



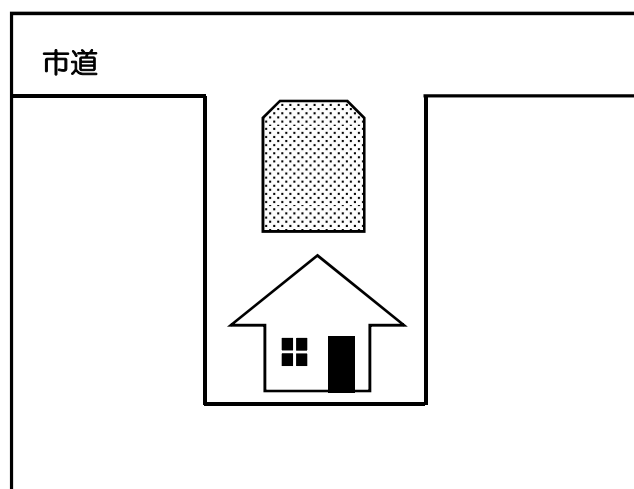
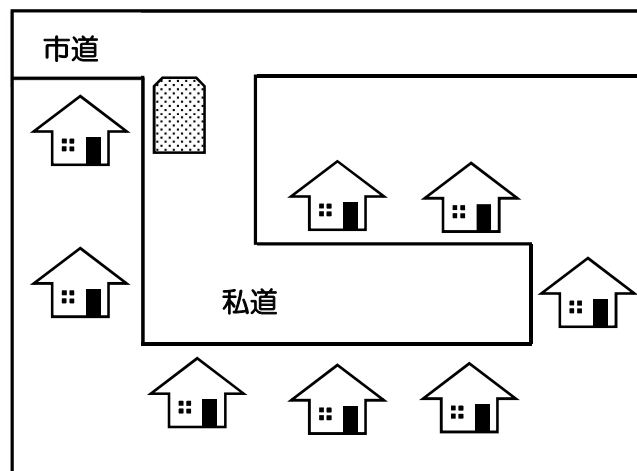
例② 歩道があり、見通しが確保できる道路

歩道がある交差部では、徐行と一時停止により安全確保ができるため、設置できません。



例③ 設置基準外の私道、民地（個人宅、集合住宅、会社等）の出入口

設置基準に該当しない私道や、利用者や受益者が限定される民地の出入口は、市では設置できません（私有地等から公道へ入る場合は一時停止義務があります（道路交通法（昭和35年法律第105号）第17条））。



5. 道路反射鏡の撤去について

すでに設置されている道路反射鏡であっても、次に該当する場合は撤去する場合があります。

- (1) 土地の地権者に許可を得て設置されている道路反射鏡が、地権者の都合により継続が困難となった場合。
- (2) 道路反射鏡があることにより、一時停止や徐行義務を怠ったことが原因とされる事故が多発した場合。

6. 道路反射鏡の設置要望について

道路反射鏡の設置を要望する場合は、自治会等を通じて要望するか、近隣住民等7世帯以上の代表者からの要望書をもって要望してください。ただし、必ず要望どおりに設置されるとは限りません。

事故が起きた（事故が起きる）という理由だけでは、カーブミラーの設置理由にはなりません。

道路交通法第70条では、「車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。」と定められています。

事故はあくまでもドライバーの責任であり、安全運転を行う義務があります。

7. 道路反射鏡は、あくまでもドライバーの安全確認を補助する施設です

道路反射鏡に頼りきるのではなく、目視による周囲の状況確認をしっかりと行う必要があります（道路交通法第70条）。道路反射鏡を見ずに事故を起こした場合も、道路反射鏡を過信して事故を起こした場合も、その責任はドライバーが負うこととなります。

運転をするときは、道路反射鏡だけではなく、目視により周囲の状況を確認することが大切です。特に見通しの悪い道路では、しっかり一時停止をするなど、速度を落として安全運転を心がけるようにしましょう。